

# 要保管

# 特別徴収のしおり

## 青梅市市民部課税課

市民税・都民税・森林環境税の特別徴収につきましては、この制度に対する深いご理解と特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市民税・都民税・森林環境税につきましてあなたを特別徴収義務者と指定し、その取扱いをお願いすることとなりました。

つきましては、ご多忙中誠にお手数とは存じますがこのしおりをお読みいただき、徴収および納入について、今後ともなお一層のご協力をお願い申し上げます。

### お問合せ先・特別徴収にかかる様式のダウンロード

#### 特別徴収に関するお問合せ

青梅市市民部課税課市民税係

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話番号 0428-22-1111 内線 2172・2173・2174

#### 特別徴収にかかる各種様式は青梅市HPからダウンロードしていただけます。

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

または、「青梅市 特別徴収」で検索

### このしおりの内容

項目	内 容	ページ
1	特別徴収事務取扱要領について（お願い）	1・2ページ
2	給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書（記載例）	3～5ページ
3	特別徴収切替届出（依頼）書（記載例）	6ページ
4	納入書の金額変更について（お願い）	7ページ
5	納入場所のご案内	8ページ
6	給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書	9ページ
7	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	10ページ
8	特別徴収切替届出（依頼）書	11ページ

東京都および西多摩地区市町村を含む都内全62市区町村では、市民税・都民税・森林環境税の特別徴収を推進しています。

《西多摩地区市町村》

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村。

### 1 特別徴収事務取扱要領について（お願い）

#### 特別徴収とは

納税者の便宜をはかる目的から、納税者が一年間に納めなければならない市民税・都民税・森林環境税を12か月に分けて（月割額は6月から翌年5月まで）、毎月給与が支払われる際、差し引いて納入していただくのが特別徴収の制度です。

#### 特別徴収義務者および特別徴収税額の納入方法について

地方税法第41条、第319条および第321条の4ならびに青梅市市税条例第45条第1項の規定によって指定を受けられた給与の支払者を特別徴収義務者といいます。

指定を受けられた場合は納税者にかかる特別徴収税額の月割額を毎月給与を支払う際に徴収し、その合計額を納入書により翌月の10日（土曜・日曜・祝日あたるときはその翌日以降最初の営業日）までに指定金融機関または公金収納取扱店で納入してください。

#### 郵便局を利用して納入される場合

郵便局で納入する場合は、8ページの「郵便局指定通知書」を切り取り、提出する年月日および郵便局名を記入し第一回目の納入の際に郵便局に提出してください。

#### 月割額を翌月10日までに納入できなかった場合

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額に年14.6%（納期限後1か月の期間については年7.3%）の割合で計算した延滞金が加算されます。なお、平成26年1月1日以降の期間に応する延滞金の割合については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6%の割合は当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となり、年7.3%の割合は、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。

## 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額に誤りが発見された場合や、その他確定申告・市都民税申告等の事由により税額を変更する必要がある場合は、市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書を送付いたします。

変更以後の徴収額は、新しく通知のあった税額により徴収してください。

### ■ご注意ください！

税額変更後、改めて納入書の送付はいたしません。納入書の金額変更については7ページを参照の上、税額の納入をお願いいたします。

## 納税者が退職・休職等により特別徴収ができなくなった場合

納税者が退職・休職等の理由により特別徴収ができない場合は、特別徴収に係る異動届出書（以下「異動届出書」といいます。）に必要事項を記入の上、事由が生じた翌月の10日までに提出してください。

### ■ご注意ください！

異動事由が生じた後、異動届出書の提出が遅れますと納税者の納める納期が少なくなる場合や、新しい勤務先での特別徴収の開始が遅れる場合がありますので、事由が生じた翌月の10日までにご提出をお願いいたします。

## 納税者が転勤（転職）し、新たな勤務先で特別徴収を継続する場合

納税者が転勤または転職し、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合は、異動届出書に必要事項を記入し、新たな勤務先にこれを送付し、新たな勤務先から異動届出書を提出してもらうようにしてください。

## 特別徴収税額の一括徴収について

12月31日までの間に退職された方で、本人から特別徴収税額の残額の一括徴収の申し出があった時は未徴収税額を一括徴収して翌月納期限までに納入してください。

1月1日から4月30日までの間に退職された方は、5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等の額が残税額を超えるときは、本人の申し出がなくても退職手当等の支払いをする際に一括徴収することが義務づけられています。また、退職後出国される方につきましても、一括徴収のご協力ををお願いいたします。

## 年度途中に納税者が就職し、特別徴収を希望する場合

特別徴収切替届出（依頼）書を提出してください。

なお、普通徴収の納期限を過ぎた税額は切り替えることができませんのでご注意ください。

## 特別徴収義務者の名称・所在地に変更があった場合

変更が生じた日の翌月10日までに、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

なお、法人の代表者の変更については届出をしていただく必要はありません。

## 納期の特例について

地方税法第321条の5の2および青梅市市税条例第46条の2により、一定の規模以下の事業所（給与の支払を受ける方が常時10人未満の事務所、事業所その他これらに準ずるもの）は、納期を11月分と翌月5月分の2回とする納期の特例の適用を受けることができます。

特別徴収税額の納期の特例の適用を希望する場合は、青梅市ホームページの納期の特例申請書を提出してください。

## 個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

### 1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

### 2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号および法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 2 給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書（記載例）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書(普通徴収記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

青梅市長 殿		給与 特別徴収 支払 業務 者	住所(居所) 又は所在地	〒 123-3456 ○○県××市△△1-2-3												
令和××年○○月△△日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事												
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			給与所得者											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ										円	6月から	9月から		
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)										円	8月まで	5月まで	xx. 8.31	
生年月日	昭和 平成	50年1月1日										円				
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
1月1日現在の住所	東京都青梅市△△3-2-1															
給与の支払を受け なくなった後の住所																

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由			徴 収 予 定			相続人の氏名等			※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1. 異動が令和年12月31日までで、申出があつたため (月 日申出)			徴収予定月日	徴 収 予 定 額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	相続人の氏名等	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2. 異動が令和年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	・	円	円	住所			2 (普C)	給与が少なく額が引けない (例:年間の給与支給額が○○○万円以下)
	・	円	・	円	円	電話			3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
	・	円							4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名 並びに 電話番号	課・係 氏名 受給者番号 電話 (内線)	新しい勤務先では 月割額 <u>円を</u> <u>月分</u> から徴収し、納入します。	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地					
フリガナ					
氏名又は名称					
個人番号又は法人番号				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/N136.html>

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。

徴収済の月割額の合計額を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた  
残額を記入してください。

赤枠は必ずご記入ください。

## 2 給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書（記載例）

### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例） 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

青梅市長 殿		給与支払義務者	〒 123-3456 ○○県××市△△1-2-3													
令和××年○○月△△日提出		住所(居所) 又は所在地	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ													
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事													
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
給与所得者		(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日											
受給者番号(整理番号) フリガナ 123456		円 140,000	円 35,600	円 104,400	6月から 8月まで	9月から 5月まで	xx・8・31									
氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		異動の事由 ①退職 ②転勤 ③合併 ④休職 ⑤長期欠勤 ⑥死亡 ⑦会社解散 ⑧住所誤報 ⑨その他 (特別徴収不可)														
生年月日 昭和・平成 50年1月1日		異動後の未徴収 税額の徴収 1.特別徴収継続 2.一括徴収 (1月以降は必須) 3.普通徴収 理由 10月10日納期分 9月分で納入														
個人番号 2222222222222222																
1月1日現在の住所 東京都青梅市△△3-2-1																
給与の支払を受けなくなった後の住所																

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和××年12月31日まで、申出があったため (8月25日申出)	徴収予定期日 9・21	徴収予定期額 104,400円	徴収予定期額合計 (上記(ウ)と同額) 104,400円
2. 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	・	・

相続人の氏名等			
氏名	続柄	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
住所		1(普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
電話		2(普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が○○万円以下)
		3(普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
		4(普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名 並びに 電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		※市町村 記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	氏名		受給者番号		
フリガナ	電話	(内線)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	要 不要	
氏名又は名称					
個人番号又は法人番号					

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載  
された合計年税額を記入してください。

徴収済の月割額の合計額を  
記入してください。

赤枠は必ずご記入ください。

一括徴収した税額の納付月を記入してください。  
(例のように9月分で納入する場合の納期限は翌月の10日です。)

年税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

## 2 給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書（記載例）

### 給与支払報告

### 特別徴収

### に係る給与所得者異動届出書（特別徴収継続記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

青梅市長 殿		給与特別徴収義務者	〒 123-3456 ○○県××市△△1-2-3									
令和××年○○月△△日提出		住所(居所) 又は所在地	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ									
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事									
		個人番号 又は法人番号	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1									
給与所得者		受給者番号(整理番号)	受給者番号(整理番号) フリガナ ススキ イチロウ									
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)										
生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日											
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											
1月1日現在の住所	東京都青梅市△△3-2-1											
給与の支払を受けなくなった後の住所												

※市町村処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	12-34567
宛名番号	1234
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 〔月 分で納入〕 (月 日納期分) 3. 普通徴収理由

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定期			相続人の氏名等		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定期月	徴収予定期額	徴収予定期額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- 1 (普B) 他の事業所で特別徴収  
(例: 乙欄適用者)
- 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない  
(例: 年間の給与支給額が○○万円以下)
- 3 (普D) 給与の支払が不定期  
(例: 給与の支払が毎月でない)
- 4 (普E) 事業専従者  
(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	98-76543	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 庶務課社員係 氏名 特徴 進 電話 111-111-1111 (内線 222)	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 ××県△△市○○1-2-3	受給者番号	111222		
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	要 不要		
氏名又は名称	○×不動産株式会社				
個人番号又は法人番号	3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3				

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。

徴収済の月割額の合計額を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

赤枠は必ずご記入ください。

8月末で退職する給与所得者が9月末から新しい会社で特別徴収する場合

旧勤務先と新勤務先との間で徴収済月、徴収開始月を十分に調整の上ご記入ください。

### 3 特別徴収切替届出（依頼）書（記載例）

特別徴収切替届出（依頼）書										市町村使用欄					
令和 ××年○○月△△日 提出 青梅市長 殿		給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地 (住 所)	〒 111 - 2222 東京都○○市○○1-1-1								特別徴収義務者 指定番号	新規	※市町村ごと に異なります	
新規の場合、納入書（要）・不要															
フリガナ	マルマルショウジ カブシキガイシャ								担当者連絡先	係	○○係				
名 称 (氏 名)	○○商事 株式会社									氏名	○○二郎				
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8		9	8	7	6	5	電話番号
給与所得者	フリガナ	トツトツ タロウ					旧 姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4・（ ） 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。						
	氏 名	△△ 太郎													
	生年月日	昭和・平成 2 年 1 月 1 日													
	1月1日現在 の 住 所	〒 198-1111 青梅市○○1-1-1					特別徴収 開始予定月	10月分（11月 10 日納期分）から 特別徴収を開始します。							
	現在の住所	〒 —						届出理由	(1)入社 2. その他( )						
		※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。							

#### 記載上の留意点

- 切り替えることができる納期は、普通徴収の納期限を過ぎていないものに限ります。
  - 特別徴収への切替は手続に時間を要するため、特別徴収開始予定月は、余裕をもって設定してください。なお、月割額の連絡について記載を頂いた場合、手続が完了次第月割額をご連絡することができます。
- 例) 給与計算の締切日が15日の会社で10月1日に切替届出書を提出した場合
- 通常、11月1日以降に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、11月分から開始していただくことができます。
- 例) 給与計算の締切日が25日の会社で10月15日に切替届出書を提出した場合
- 通常、11月15日以降に青梅市から特別徴収税額決定通知書が発送されますので、11月分から開始していただくことができます。

#### 4 納入書の金額変更について（お願い）

金額に変更が生じた場合は、下記事項にご留意いただき、記入をお願いいたします。

#### 〔記入例〕

##### 個人市民税 個人都民税 森林環境税 東京都青梅市 納入済通知書（公）

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 3 2 0 5 5	00130-2-960458	青梅市会計管理者
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1)
07 09	00322942	135,000 ←
132055	給与分 (一括徴収) （分を含む）	170,000 ←
納 入	退職所得分	130,000 ←
金 額	延滞金	000,000 ←
	(2)合計額	300,000 ←
納期限		
取りまとめ店		
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (〒330-9794)	(特別徴収義務者) 〒	
領 収 日 付 印	住 所 ま た は 所 在 地	納
	氏 名 ま た は 名 称	

上記のとおり通知します。（受付店→取りまとめ店・りそな銀行東青梅支店→青梅市）（青梅市保管）

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

#### （1）記載要領について

- ① 印字されている納入金額に変更がない場合は、何も記入しないでください。
- ② 納入金額に変更が生じた場合は、\_\_\_\_\_で抹消してください。
- ③ 変更後の納入金額を記入してください（一括徴収した場合は月割額との合計額）。金額の前に￥マークを絶対に記入しないでください。
- ④ 退職所得に係る徴収税額を記入してください。なお、納入済通知書裏面の納入申告書にも必要事項を必ず記入してください。（該当者の氏名と住所、退職手当等支払金額、勤続年数についても、記入してください。）
- ⑤ 延滞金がある場合に記入してください。
- ⑥ 変更後の納入金額の合計額を必ず記入してください。

#### （2）その他の留意点

- ① 税額変更後、改めて納付書の送付はいたしません。
- ② 用紙を折ったり、汚したりしないでください。
- ③ 黒のボールペンで記入してください。
- ④ 数字は所定の枠からはみ出さないよう記入してください。
- ⑤ 私製納入書を使用される場合は「市区町村コード」・「口座番号」「指定番号」を必ず明記してください。

市区町村コード・・・132055

郵便局口座・・・00130-2-960458

※納付の際は特別徴収義務者名等を確認の上金融機関へご持参ください。

#### ○記入例

良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上を離さない  
カギをつけてない  
まるめない  
上をふさがない  
横線を離さない  
横線を出さない  
上につき出さない  
離さない

## 5 納入場所のご案内

下記の取扱金融機関等のうち、ご都合のよいところで納入してください。

### (1) 青梅市指定金融機関

り そ な 銀 行

### (2) 青梅市公金収納取扱店

き ら ぼ し 銀 行	青 梅 信 用 金 庫
埼 玉 そ な 銀 行	西 武 信 用 金 庫
多 摩 信 用 金 庫	飯 能 信 用 金 庫
中 央 労 働 金 庫	東 京 厚 生 信 用 組 合

東京都信用農業協同組合連合会  
および西東京農業協同組合を含む  
都 内 各 農 業 協 同 組 合

### (3) ゆうちょ銀行・郵便局

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県に限  
ります。

上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する際は、右記の指定通知書を提出して  
ください。

なお、前年度以前に指定通知書を提出してあるゆうちょ銀行・郵便局は、本年度  
も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

### (4) 青梅市役所（会計課）および各出張所

令和 年 月 日

郵 便 局 長 殿

青 梅 市 長  
(公印省略)

## 指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に  
もとづき、本市の市民税・都民税(特別徴収)  
取扱局に指定したことを通知します。

認可または承認番号	貯業 2 第498号
口 座 番 号	00130 - 2 - 960458
加 入 者 の 名 称	青梅市会計管理者
取 り ま と め 店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

給与支払報告書  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

4 321

一月一日から新勤務先では最下段の事項を記載し、一月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、前勤務先で本人から宛名番号の提供を受け記載してください。

青梅市長 殿		給与支払義務者	住所(居所) 又は所在地	〒								特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります	
												宛名番号		
令和 年 月 日 提出		氏名又は名称	個人番号 又は法人番号									連絡先の氏名 及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
												氏名		
												電話	(内線 )	
												異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
												1. 退職	1. 特別徴収継続	
												2. 転勤	2. 一括徴収 (1月以降は必須)	
												3. 合併	〔月 日納期分〕	
												4. 休職	3. 普通徴収	
												5. 長期欠勤	理由	
												6. 死亡		
												7. 会社解散		
												8. 住所誤報		
												9. その他		
												(特別徴収不可)		
												※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
一括徴収の理由				徴収予定				相続人の氏名等				※市町村記入欄		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 まで、申出があったため (月 日申出)				徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		氏名		続柄				
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				・	円	円		住所						
				・	円	円		電話						
				・	円	円								

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		〒		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並びに 電話番号	課・係 氏名 電話 (内線 )	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		※市町村記入欄		
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地						受給者番号				
フリガナ						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			要 不要	
氏名又は名称										
個人番号又は法人番号										

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄																		
令和 ____年____月____日 提出 青梅市長 殿		特別徴収義務者 給与支払者	所在地 (住 所)	〒 一 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごと に異なります			
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	係			
			法 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	氏 名	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

事 項		変 更 前 ( 旧 )			※ 変更項目のみ記入してください。			変 更 後 ( 新 )			※ 変更項目のみ記入してください。							
フ リ ガ ナ																		
所 在 地 (送 付 先)		〒 一						〒 一										
フ リ ガ ナ																		
名 称																		
電 話 番 号		— — (内線 )						— — (内線 )										
変 更 理 由 (該当番号に○)		1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人設立 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】									9. その他( )							
統合 ・合併 ・分割 後の 指定 番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			統合 ・合併 ・分割 さ れ る 事 業 所	所 在 地		〒 一											
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。				フ リ ガ ナ													
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。				名 称													
					電 話 番 号		— — (内線 )											
			法 人 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります	

【提出先】 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号0428-22-1111 (内線2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

# 特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日		（ 特別 徴 収 義 務 者 ）  給 与 支 払 者  提出  青梅市長 殿	所在地 (住 所)	〒 一	特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります	
			フリガナ				新規の場合、納入書（要・不要）	
			名 称 (氏 名)		担当者 連絡先		係 氏名	
			法人番号				電話 番号	一 一
給 与 所 得 者	フリガナ			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4・（ ） 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。			
	氏 名							
	生年月日	昭 和 ・ 平 成	年		月	日		
	1月1日現在 の 住 所	〒 一			特別徴収 開始予定月	月分（ 月 日 納期分）から 特別徴収を開始します。		
	現在の住所	〒 一	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			1. 入社 2. その他（ ）		
		月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。					

## 【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。）  
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

## 【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。  
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号0428-22-1111(内線2172・2173・2174)

特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>